

生活保護法等に基づく施術者の指定に関するお知らせ（重要）

令和4年4月1日（以下：基準日）より、大阪府下では、開設者でない方の指定については、現住所（お住まい）を所管する自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）で行うこととなりました。施術所の開設者の方はこれまでどおり施術所の所在地を所管する自治体の指定となります。

～こんなときは？～

Q1. 開設者でなく東大阪市外に居住の場合、基準日より前に東大阪市で受けていた指定は無効になるのか？

A. 基準日以降は運用が変わりますが、基準日前から受けていた指定が無効となるものではありません。住所・氏名・勤務先等の変更等、基準日以降になんらかの届出が必要となる事由が発生した場合には、原則、現住所で指定を受けなおしていただくことになります。

Q2. 基準日以降に東大阪市内で転居したが、届出は必要か？

A. 指定を受けた住所地が変わることになりますので、東大阪市に変更届を提出していただくことになります。

Q3. 基準日以降に大阪府下の他市に転居するが、申請はどのようにすればよいか？

A. 現住所で指定を受けていただきますので、東大阪市に廃止届を提出し、現住所（お住まい）を所管する自治体で、あらためて指定申請をしていただくことになります。

Q4. 基準日以降に大阪府外に転居するが、申請はどのようにすればよいか？

A. 大阪府外の自治体では運用が異なる場合がありますので、下記までお問い合わせください。



*その他、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

連絡先：東大阪市 生活支援部 生活福祉室 生活福祉課 ☎06-4309-3226